

第42条第1項（登記識別情報を提供することができない正当な理由）

登記識別情報を提供することができないことにつき正当な理由がある場合とは、次に掲げる場合とする。

- 一 登記識別情報が（1）されなかつた場合
- 二 登記識別情報の（2）の申出に基づき、登記識別情報が（2）した場合
- 三 登記識別情報を（3）した場合
- 四 登記識別情報を提供することにより登記識別情報を適切に（4）する上で（5）が生ずることとなる場合
- 五 登記識別情報を提供したとすれば当該申請に係る不動産の（6）を（7）に行うことができないおそれがある場合

第49条第1項（資格者代理人による本人確認情報の提供）

資格者代理人が本人確認情報を作成する場合において、資格者代理人が申請人の氏名を知り、かつ、当該申請人と面識があるときとは、次に掲げるときのうちのいずれかとする。

- 一 資格者代理人が、当該登記の申請の（8）以上前に当該申請人について、資格者代理人として本人確認情報を提供して登記の申請をしたとき。
- 二 資格者代理人が当該登記の申請の依頼を受ける以前から当該申請人の（9）及び（10）を知り、かつ、当該申請人との間に（11）関係、（12）以上にわたる（13）関係その他の（14）の存在があるとき。

第52条第1項（建物図面の作成方法）

建物が（15）のみの建物である場合における建物図面には、（16）の形状を（17）するものとする。

1 通知	2 失効	3 失念	4 管理	5 支障	6 取引	7 円滑
8 3月	9 氏名	10 住所	11 親族	12 1年	13 取引	14 安定した継続的な関係
15 地下	16 地下1階	17 朱書				